

# 第1回 千葉県安全性向上プロジェクト委員会

日時 平成17年11月21日(月)

12:30~13:30

場所 ば・る・るプラザ千葉

6階「けやま櫛」会議室

## 議 事 次 第

- 1 開 会 (あいさつ)
- 2 委員会設立の趣旨について
- 3 委員会規約 (委員長の選出)
- 4 委員の紹介
- 5 議 事
  - (1) 委員会の進め方について
  - (2) 交通安全・対策箇所選定について
  - (3) 今後の作業スケジュール
  - (4) その他
- 6 閉 会

# 第1回 千葉県安全性向上プロジェクト委員会

## 席次表

千葉工業大学工学部教授

赤羽 弘和 委員長

千葉県交通安全対策課長

時田 幸子 委員

(代理) 浦辺 副主幹

千葉県道路環境課長

成毛 一雄 委員

館山市市民福祉部長

大山 了一 委員

千葉市土木部長

田中 富雄 委員

君津市建設部長

村山 義之 委員

松戸市市民担当部長

岩崎 正利 委員

(代理) 堀切 生活安全課長

富津市建設部長

三平 稔純 委員

(代理) 島田 土木課長

国土交通省関東地方整備局

首都国道事務所長

吉木 務 委員

千葉県警察本部

交通企画課長

佐藤 譲二 委員

千葉県警察本部

交通規制課長

小林 安久 委員

千葉県交通安全協会連合会

事業管理課長

鈴木 重夫 委員

(代理) 宮崎 総務課長

千葉県安全運転管理協会

講習課長

工藤 洋二 委員

千葉県トラック協会

事務局長

吉川 秀明 委員

千葉県バス協会 常務理事

加藤 廣 委員

千葉日报社

取締役業務局長

川名 親 委員

国土交通省関東地方整備局

千葉国道事務所長

有田 幸司 委員

事務局

# 千葉県安全性向上プロジェクト委員会

## 設立趣意書

平成17年11月21日  
千葉県国道事務所

### 1. 設立の趣意

全国における交通事故死亡者数は減少傾向にあるものの、事故発生件数、負傷者数は増加傾向にあり、多くの尊い人命が失われ、傷つくなど厳しい状況が続いています。

また、我が国は史上例を見ない少子高齢化社会を迎え、子供や高齢者を含む全ての人々が安全かつ安心して社会参加できる道路交通環境の整備が緊急かつ急務の課題となっています。

一方、千葉県においては、関係各所の尽力により事故発生件数および死傷者数は昨年同期（H17.11.17）と比較すると、若干ではあるが減少傾向にあります。

しかし、事故発生件数は32,952件、死者数266名（H17.11.17現在）の状況で依然として全国上位にあり、事故抑止のため関係各所において事故発生箇所の現地診断、運転者へのモラルのための啓蒙活動等を実施していますが、より一層の対策が強く望まれています。

交通事故の発生要因としては、運転者の運転ミスなどの直接的な原因の他に、道路の環境も関係しているものと考えられることから、今般、千葉県における事故発生多発箇所および死亡事故発生箇所等をいろいろなデータや指標で明示し、地域の皆様と共に対策箇所の選定及び改善を行っていくものとします。

本委員会は、別紙に示す学識経験者並びに様々な分野の方々のご意見、ご提案を賜りながら、総合的に検討を行い、広く地域の皆様にお知らせし、より良い成果をまとめていくことを目的に設立するものです。

2. 委員会名簿 別紙のとおり。

### 3. 主な審議事項

- (1) 安全性向上方策について検討、評価
- (2) パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関する事
- (3) その他必要な事項

## 千葉県安全性向上プロジェクト委員会名簿

委員長	赤羽 弘和	千葉工業大学工学部	教授
委員	佐藤 譲二	千葉県警察本部	交通企画課長
〃	小林 安久	千葉県警察本部	交通規制課長
〃	時田 幸子	千葉県	交通安全対策課長
〃	成毛 一雄	千葉県	道路環境課長
〃	大山 了一	館山市	市民福祉部長
〃	田中 富雄	千葉市	土木部長
〃	村山 義之	君津市	建設部長
〃	岩崎 正利	松戸市	市民担当部長
〃	三平 稔純	富津市	建設部長
〃	鈴木 重夫	千葉県交通安全協会連合会	事業管理課長
〃	工藤 洋二	千葉県安全運転管理協会	講習課長
〃	吉川 秀明	千葉県トラック協会	事務局長
〃	加藤 廣	千葉県バス協会	常務理事
〃	川名 親	千葉日報社	取締役業務局長
〃	有田 幸司	千葉国道事務所	所長
〃	吉木 務	首都国道事務所	所長

事務局 国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 交通対策課  
 国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所 工務課  
 千葉県 県土整備部 道路環境課  
 千葉市 建設局 土木部 維持管理課

# 千葉県安全性向上プロジェクト委員会規約（案）

## （設置）

第1条 千葉県内の安全性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が設置する。

## （目的）

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種安全性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、様々な立場で議論をし、千葉県内の道路行政運営に反映する。

## （所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）安全性向上方策について検討、評価
- （2）パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- （3）その他必要な事項

## （構成）

第4条 委員会は、有識者、関係委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。  
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

## （第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

## （委員の任期）

第6条 委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

## （委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。  
2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員長は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公表)

第10条 委員会における資料については、委員会終了後公表するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所交通対策課、首都国道事務所工務課及び、千葉県県土整備部道路環境課、千葉市建設局土木部維持管理課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月21日から施行する。